

山口芸術短期大学履修方法に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山口芸術短期大学（以下「本学」という。）における教育課程、科目の履修方法、卒業要件等に関し必要な事項を定める。

(教育課程の編成)

第2条 教育課程は、本学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を学則第16条に定める区分に従って体系的に編成するものとする。

2 授業科目、単位数、必修・選択の別、各科目が属する科目群等は、学則別表1のとおりとする。

(授業科目区分及び単位)

第3条 授業科目の種類は、教養教育科目及び専門教育科目に、必修科目及び選択科目を置く。

2 授業科目は、講義、演習、実験、実習及び実技により行う。

3 授業科目の単位は、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間をもって1単位とすることができる。

(2) 演習については30時間をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技については、科目の特性に応じて別に定める。

4 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第4条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(学校保健安全法第19条に基づく出席停止等と授業の取扱い)

第4条の2 学生が、学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症に罹患したと医師から診断を受けた場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づき、出席停止とする。

2 出席停止の期間は、学校保健安全法施行規則第19条に定められた期間を基準に、医師に治癒したと診断されるまでとする。

3 出席停止期間の授業は欠席扱いとせず、当該授業に相当する学修を課すなどの教育的配慮を行うも

のとする。

4 当面の間、新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合、感染者の濃厚接触者に特定された場合、加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として発熱等の風邪の症状があると事前に申し出があった場合は、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取る。

5 新型コロナウイルスワクチン接種に係る授業の取扱いについては、別に定める。
(成績評価基準等の明示等)

第 5 条 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(GPA の適用)

第 5 条の 2 学則第 19 条第 3 項に定める Grade Point Average (以下「GPA」という。)は、学則第 18 条第 4 項及び第 5 項に定める履修科目の登録の上限等に適用する。

(履修方法)

第 6 条 卒業資格を得るには、本学に 2 年以上在籍し、各学科・コースに開設されている教養教育科目及び専門教育科目について合計 62 単位以上を修得し、次の示す要件を満たす必要がある。

科目群	最低修得単位数
教養教育科目	10 単位以上 (外国語 2 単位を含む)
専門教育科目	46 単位以上
修得単位数の合計	62 単位以上

2 所属する学科の教育上有益と認められ、当該学科の教育に支障がない場合には、他学科で開設されている教養教育科目又は専門教育科目を履修することができる。この場合、履修して修得した単位は 4 単位まで卒業要件単位に算入することができる。

(履修科目の登録の上限)

第 6 条の 2 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、原則として 50 単位とする。ただし、学則第 27 条に規定する免許状及び学則第 28 条各項に規定する資格を得ようとする者は、この限りでない。

2 山口学芸大学及び山口芸術短期大学 GPA 制度運用規程(以下「GPA 運用規程」という。)に定める学期 GPA(前期)が前年度において 3.0 以上である者は、前項本文に定める上限を超えて履修科目の登録をすることができる。その場合、後期履修時に判断することとし、最大単位数は、別に定める。

(長期履修)

第 7 条 長期履修の場合は、学修に支障がない範囲内で教育課程の年次の区分にかかわらず履修することができる。

2 長期履修の場合の年間履修単位数の上限は 28 単位 (卒業単位に含まれないものを除く。)とする。

3 長期履修については、別に定める「山口芸術短期大学長期履修学生に関する規程」のとおりとする。

(教育職員免許状)

第 8 条 本学において取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	免許状の種類
保育学科	幼稚園教諭二種免許状

第9条 教育職員の免許状を取得しようとする者は、卒業資格を得るとともに、教育職員免許法施行規則に基づき、次に示す科目についてそれぞれ所定の単位を修得しなければならない。

2 前条に定める免許状の授与を受けようとする者については、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める授業科目を次のとおり修得するものとする。

免許法施行規則に定める科目		左記に対応する本学開設授業科目	
科 目	単位数	科 目	単位数(必修)
日本国憲法	2	日本国憲法	2
体育	2	体育(実技)	1
		体育(講義)	1
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報処理	2
計	8	計	8

3 幼稚園教諭二種免許状授与の所要資格を得るための課程は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。

免許状の種類	所要資格	基礎資格	最低修得単位数	
			第66条の6に定める授業科目	教科及び教職に関する科目
幼稚園教諭二種免許状	短期大学士の学位を有すること		8	31

注 「短期大学士の学位を有すること」とは、短期大学を卒業することが条件である。このため、免許状を取得するためには、この表の単位のほかに卒業に必要な単位を修得しなければならない。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目		
教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科 目	単位数	
				必修	選択
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	12	保育内容の理解と方法・健康		1
			保育内容の理解と方法・人間関係	1	
			保育内容の理解と方法・環境	1	
			保育内容の理解と方法・言葉	1	
			保育内容の理解と方法・表現Ⅰ	1	
			保育内容の理解と方法・表現Ⅱ		1

	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		健康の指導法 人間関係の指導法 環境の指導法 言葉の指導法 表現の指導法（音楽Ⅰ） 表現の指導法（音楽Ⅱ） 表現の指導法（造形Ⅰ） 表現の指導法（造形Ⅱ）	1 1 1 1 1 1 1 1	
			小 計	12	2
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理Ⅰ	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		保育者論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育原理Ⅱ	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		保育・教育の心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援の保育・教育概論	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論・保育の計画と評価	2	
			小 計	10	0
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	保育方法論	2	
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解と教育相談	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
			小 計	4	0
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導	1	
	学校体験活動		教育実習	4	
			小 計	5	0
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	2	
			小 計	2	0
大学が独自に設定する科目		2		0	
	計	31	計	33	2

※1 幼稚園教育実習に関して必要な事項は、別に実習の手引きに定めている。

※2 「大学が独自に設定する科目」の2単位は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の

基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の最低単位数を超えて修得した単位数の合計が2単位以上であることを示す。

(所要資格を得るための課程)

第10条 本学において、保育士の資格を得ようとする者は、保育学科において卒業資格を得るとともに、児童福祉法施行規則に定める所要の授業科目及び単位数を修得しなければならない。なお、保育士資格に関する科目のうち、他の学科等で取得した単位の認定については、別記の「山口芸術短期大学保育学科における保育士資格単位認定規程」のとおりとなる。

(1) 厚生労働省告示第198号第1条第3号に掲げる教養科目として、英語コミュニケーション2単位及び体育2単位を含む8単位以上を修得しなければならない。

告示第198号による教科目		左記に対応する本学開設授業科目			
系 列	教 科 目	学 科 目	授 業 形 態	単 位 数	
				必 修	選 択
教養科目	外国語、体育以外の科目	情報処理	講義		2
		日本国憲法	講義		2
		文書表現基礎	講義		2
進路研究		講義		2	
	外国語	英語コミュニケーション	演習	2	
	体育	体育(講義)	講義	1	
		体育(実技)	実技	1	
合 計	10 単位以上			4	8

(2) 厚生労働省告示第198号別表第1に掲げる必修の教科目について修得しなければならない。

告示第198号別表第1による教科目		左記に対応する本学開設授業科目			
系 列	教科目(必修科目)	学 科 目	授 業 形 態	単 位 数	
				必 修	選 択
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	保育原理	講義	2	
	教育原理	教育原理Ⅰ	講義	1	
		教育原理Ⅱ	講義	1	
	子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	講義	2	
	社会福祉	社会福祉	講義	2	
	子ども家庭支援論	子ども家庭支援論	講義	2	
	社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅰ	講義	2	
保育者論	保育者論	講義	2		
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	保育・教育の心理学	講義	2	
	子ども家庭支援の心理学	子ども家庭支援の心理学	講義	2	
	子どもの理解と援助	子どもの理解と援助	演習	1	

	子どもの保健	子どもの保健	講義	2		
	子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	演習	2		
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	教育課程論・保育の計画と評価	講義	2		
	保育内容総論	保育内容総論	演習	1		
	保育内容演習	健康の指導法		演習	1	
		人間関係の指導法		演習	1	
		環境の指導法		演習	1	
		言葉の指導法		演習	1	
		表現の指導法（造形Ⅰ）		演習	1	
	保育内容の理解と方法	保育内容の理解と方法・人間関係		演習	1	
		保育内容の理解と方法・環境		演習	1	
		保育内容の理解と方法・言葉		演習	1	
		保育内容の理解と方法・表現Ⅰ		演習	1	
乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	講義	2			
乳児保育Ⅱ	乳児保育Ⅱ	演習	1			
子どもの健康と安全	子どもの健康と安全	演習	1			
障害児保育	特別支援の保育・教育概論	演習	2			
社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅱ	演習	1			
子育て支援	子育て支援	演習	1			
保育実習	保育実習Ⅰ	保育実習Ⅰ	実習	4		
	保育実習指導Ⅰ	保育実習指導Ⅰ	演習	2		
総合演習	保育実践演習	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2		
合 計				51	0	
最低修得単位数 （告示第4条の一による）				51 単位以上		

(3) 厚生労働省告示別表第2に掲げる系列のうちから9単位以上（うち保育実習3単位以上（うち保育実習Ⅱ（実習）又は保育実習Ⅲ（実習）2単位以上、保育実習指導Ⅱ（演習）又は保育実習指導Ⅲ（演習）1単位以上）を修得しなければならない。

告示第198号別表第2による教科目		左記に対応する本学開設授業科目				履修 条件
系 列	教 科 目	学 科 目	授業 形態	単位数		
				必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目	保育に関する科目	保育者入門セミナーⅠ	講義		1	
		保育者入門セミナーⅡ	講義		1	
保育の対象の理解に関する科目	保育に関する科目					
保育の内容・方法に関する科目		表現の指導法（音楽Ⅰ）	演習		1	
		表現の指導法（音楽Ⅱ）	演習		1	

		保育リトミックⅠ	演習		1	
		保育リトミックⅡ	演習		1	
		表現の指導法（造形Ⅱ）	演習		1	
		表現の指導法（造形Ⅲ）	演習		1	
		表現の指導法（造形Ⅳ）	演習		1	
		保育方法論	講義		2	
		保育内容の理解と方法・健康	演習		1	
		保育内容の理解と方法・表現Ⅱ	演習		1	
		保育内容の理解と方法・音楽Ⅰ	演習		1	
		保育内容の理解と方法・音楽Ⅱ	演習		1	
		保育内容の理解と方法・造形Ⅰ	演習		1	
		保育内容の理解と方法・造形Ⅱ	演習		1	
保育実習	保育実習Ⅱ	保育実習Ⅱ	実習		2	2単位
	又は保育実習Ⅲ	保育実習Ⅲ	実習		2	以上
	保育実習指導Ⅱ	保育実習指導Ⅱ	演習		1	1単位
	又は保育実習指導Ⅲ	保育実習指導Ⅲ	演習		1	以上
合 計					23	
最低修得単位数 (告示第4条の二による)		9単位以上				

(4) 大学独自の科目として開設されている教科目

学 科 目	授業 形態	単位数		履修条件
		必修	選択	
子ども総合研究Ⅰ	演習		2	
子ども総合研究Ⅱ	演習		2	
合 計			4	

※保育実習に関して必要な事項は、別に実習の手引きに定めている。

2 本学において、保育学科で幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格を得ようとする者が修得すべき単位は次のとおりとする。

2級

学 科 目	単 位 数
保育リトミックⅠ	1
保育ピアノⅠ	1
計	2

1級

学 科 目	単 位 数
-------	-------

保育リトミックⅡ	1
保育ピアノⅡ	1
計	2

※「幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級」を取得済みであることが必要。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前に入学した者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に入学した者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に入学した者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年12月10日から施行し、令和2年9月24日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に入学した者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年8月17日から施行する。